

報道関係各位

令和8年6月4日
佐倉市 経済環境部 廃棄物対策課

市指定ごみ袋の臨時措置について

趣旨

佐倉市指定のごみ袋について、中東情勢の影響による不安の高まりから需要が集中し、特に「もやせるごみ」の指定袋については、5月下旬頃から多くの店舗で品切れが見られるようになりました。このため、「もやせるごみ」に限り、指定ごみ袋を店舗等で入手できない場合には、指定ごみ袋以外の透明または半透明の袋でも出せる臨時措置を実施することとしました。

臨時措置期間について

令和8年6月5日（金）から令和8年6月29日（月）まで

臨時措置の詳細等

- 「もやせるごみ」について、市指定のごみ袋が手に入らない場合は、透明・半透明の指定ごみ袋以外でも出せる臨時措置を実施します。
- 対象のごみ指定袋は「もやせるごみ」
- 使用できる袋 透明・半透明の袋（15リットル～45リットル以内）
- 中の見えない袋、紙袋・段ボール等は不可。

※取材を希望される場合は、お手数ですが事前に下記問い合わせ先へご一報ください。

【本件へのお問い合わせ】

佐倉市役所 経済環境部 廃棄物対策課（担当：上原 将彦）
TEL：043-484-6149／E-mail：haikibutsu@city.sakura.lg.jp

この情報提供は、各社にファクス送信しました。[送付枚数 2 枚（本票含む）]

【送信元】佐倉市役所 企画政策部 広報課 TEL：043-484-6101／FAX：043-486-8720

佐倉市指定ごみ袋の臨時措置について

6月29日(月)

まで(予定)

「もやせるごみ」を 指定袋以外の袋でも出すことができます!

佐倉市指定ごみ袋につきましては、例年並みの供給ができておりますが、中東情勢の影響による不安の高まりから需要が集中し、小売店での品薄状態が続いている状況です。

このため、市指定のごみ袋が入手できない場合に限り、指定ごみ袋以外でも「もやせるごみ」を出せる臨時措置を実施します。

使用できるごみ袋

- ・透明または半透明の袋
(15~45ℓ以内のサイズ)
 - ・「もやせるごみ」の指定袋
- 〔「もやせるごみ」以外の指定袋は除きます。〕



使用できないごみ袋

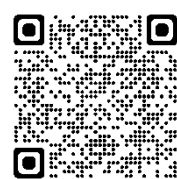
- ・黒色等の中身の見えない袋
- ・破れやすい袋
- ・他市区町村の指定袋
- ・紙袋・段ボール
- ・町内清掃用ごみ袋
- ・小さいレジ袋



※「もやせるごみ」以外は通常どおり市指定ごみ袋でお出しください。

※収集日・分別方法に変更はありません。

※期間については、延長する可能性があります。



問い合わせ先： 佐倉市 廃棄物対策課 ☎ 043-484-6149